

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市指定金融機関業務委託
担当部・課名	総務部・行財政構造改革推進室
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社池田泉州銀行 大阪市北区茶屋町18番14号
契約金額（税込）	18,315,000円
契約締結日	令和7年 9月 8日
契約期間	契約締結日～令和8年9月30日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ☐ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	本市の指定金融機関は、地方自治法第235条第2項及び地方自治法施行令第168条第2項の規定により議会の議決を経て株式会社池田泉州銀行を指定している。 本業務は、預金口座の開設、公金の収納業務、公金の支払業務、口座振替、窓口業務の派出等の事務を委託するものであり、指定金融機関しか成しえない業務であるため、株式会社池田泉州銀行が市内に店舗を持ち、単独で本市の指定金融機関を務めている実績もあり、本業務を継続的に安定して実施することができる唯一の事業者である。 以上のような理由により、本業務を委託できるのは株式会社池田泉州銀行において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	総合行政ネットワークの利用に係る運用・保守管理業務
担当部・課名	総務部 行財政構造改革推進室
契約相手方の名称 (商号)及び所在地	N T T西日本株式会社 関西支店 大阪府大阪市西区阿波座2丁目1-11
契約金額(税込)	8,649,960円
契約締結日	令和7年9月30日
契約期間	契約締結日～令和13年1月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	現在、総合行政ネットワーク(以下「LGWAN」)府域ネットワークに係る契約は、平成31年度に大阪電子自治体連絡会(現在の大阪市町村スマートシティ推進連絡会議(以下「Govtech大阪」))という。)による共同調達で選定された事業者と契約を締結しており、1年間の延長契約も含めて令和8年1月31日をもって契約期間を満了する。 その後、本市を含む委任状を提出したすべての団体により、上記契約に係る仕様書を作成し、連絡会がその仕様に基づき、事業者選定を実施した。その結果、N T T西日本株式会社 関西支店が上記契約に係る事業者として選定された。 連絡会は大阪府(及び本市)の入札方法に準拠して、事業者選定を行っており、手続きの透明性、公平性が確保されている。また、本市を含む委任状提出団体が契約することが前提の仕様のため、スケールメリットが働いており、価格についても妥当性がある。 以上の理由により、他の事業者と契約することは考えられない。よって、本契約締結にあたっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約とするものである。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	総合行政ネットワークの利用に係る機器賃貸借業務
担当部・課名	総務部 行財政構造改革推進室
契約相手方の名称 (商号)及び所在地	株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
契約金額(税込)	1,921,920円
契約締結日	令和7年9月1日
契約期間	契約締結日～令和13年1月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき 又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	現在、総合行政ネットワーク(以下「LGWAN」)府域ネットワークに係る契約は、平成31年度に大阪電子自治体連絡会(現在の大阪市町村スマートシティ推進連絡会議(以下「Govtech大阪」)という。)による共同調達で選定された事業者と契約を締結しており、1年間の延長契約も含めて令和8年1月31日をもって契約期間を満了する。 その後、本市を含む委任状を提出したすべての団体により、上記契約に係る仕様書を作成し、連絡会がその仕様に基づき、事業者選定を実施した。その結果、株式会社 J E C C が上記契約に係る事業者として選定された。 連絡会は大阪府(及び本市)の入札方法に準拠して、事業者選定を行っており、手続きの透明性、公平性が確保されている。また、本市を含む委任状提出団体が契約することが前提の仕様のため、スケールメリットが働いており、価格についても妥当性がある。 以上の理由により、他の事業者と契約することは考えられない。よって、本契約締結にあたっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約とするものである。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	土地家屋現況写真撮影業務委託
担当部・課名	市民部 税務課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社かんこう 大阪支店 大阪市城東区野江1丁目12番8号
契約金額（税込）	3,952,809円
契約締結日	令和7年9月1日（予定）
契約期間	契約締結日～令和8年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	☐ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	固定資産税の課税客体（土地及び家屋）を精確に把握するため、泉佐野市、泉南市、熊取町、田尻町の2市2町が、従前より合同で航空写真撮影業務を行ってきたところ、東西の飛行コースの延長線上にある阪南市が参加した場合、スケールメリットにより、さらにコスト削減効果を見込めることから、令和3年12月1日付で、令和4年度より阪南市を加えた3市2町で業者を選定し、決定した業者と航空写真撮影の業務委託契約をするよう協議を行い、協定を締結している。 事業者の選定方法については、幹事市町（毎年輪番制）が指名競争入札等の方法により決定することとしている。令和7年度は、幹事市である阪南市税務課が指名競争入札を実施し、株式会社かんこう大阪支店が決定事業者となった。 以上のような理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	個別予防接種業務委託（高齢者インフルエンザ予防接種）
担当部・課名	健康福祉部健康増進課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	一般社団法人 泉佐野泉南医師会 泉佐野市湊1丁目1番30号
契約金額（税込）	38,352,800円
契約締結日	令和7年9月10日
契約期間	契約締結日～令和7年12月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	一般社団法人泉佐野泉南医師会との契約は、地元に着目しており、市民にとっては地元の医療機関であれば、移動の負担も軽減され、都合の良い時間に受診できる利点がある。また、接種者の体調を熟知しているかかりつけ医で接種することで副反応や重篤な健康被害の発生するリスクを抑えることができる。 このように、より高い安全性・市民の利便性が必要であることから、事業遂行のためには、一般社団法人泉佐野泉南医師会と契約する他なく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	個別予防接種業務委託（高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種）
担当部・課名	健康福祉部健康増進課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	一般社団法人 泉佐野泉南医師会 泉佐野市湊1丁目1番30号
契約金額（税込）	19,992,000円
契約締結日	令和7年9月10日
契約期間	契約締結日～令和7年12月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	一般社団法人泉佐野泉南医師会との契約は、地元に着目しており、市民にとっては地元の医療機関であれば、移動の負担も軽減され、都合の良い時間に受診できる利点がある。また、接種者の体調を熟知しているかかりつけ医で接種することで副反応や重篤な健康被害の発生するリスクを抑えることができる。 このように、より高い安全性・市民の利便性が必要であることから、事業遂行のためには、一般社団法人泉佐野泉南医師会と契約する他なく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	障害者自立支援給付審査支払等システム改修業務委託
担当部・課名	健康福祉部 市民福祉課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社 南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額（税込）	3,740,000円
契約締結日	令和7年9月29日
契約期間	契約締結の日～令和8年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	標記業務は、制度改正（就労選択支援の創設）に伴うシステムの改修であり、本市の福祉行政における障害福祉サービスを提供するためには、必要不可欠である。 また、当システムは、障害福祉サービスに係る支給決定や審査・支払等に係るデータについて管理するものであり、株式会社南大阪電子計算センターにおいて導入しているため、同一業者以外のものに履行させた場合、責任の所在が不明確になり著しく支障をきたすため、本委託業務で対応できるのは、同社しかない。 以上のような理由により、本業務を委託できるのは株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	令和7年度阪南市道路台帳及び道路閲覧システム更新業務委託
担当部・課名	都市整備部 道路公園課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社パスコ大阪支店 大阪市浪速区湊町1丁目2番3号
契約金額（税込）	¥1,760,000.-
契約締結日	令和7年9月16日(予定)
契約期間	契約締結日～令和8年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	☐ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	本システムについては、平成20年度に道路台帳管理システムを、平成22年度に道路閲覧システムをそれぞれ導入しています。 今回、道路台帳の更新及び道路閲覧システムの更新等を行うにあたり、本システムの設定及び調整等については、システム開発元であり、ライセンス所有者である(株)パスコ大阪支店においてのみ可能であることから、本業務を遂行できる唯一の会社であります。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、(株)パスコ大阪支店と随意契約を行うものです。